

佐賀県告示第二百四十一号

佐賀県地域総合整備資金貸付要綱（平成二年佐賀県告示第五百九十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十一年六月十二日

佐賀県知事 古 川 康

第四条第四項中「過疎地域並びに第三十二条第一項」を「過疎地域（第六項に該当する場合を除く。）並びに同法第三十二条第一項」に改め、「区域」の下に「第六項に該当する場合を除く。」を加え、同条第五項中「特定地域経済活性化対策実施要綱（平成十八年三月二十三日付け総行自第六十三号）」を「地域力創造対策実施要綱（平成二十一年三月三十一日付け総行政第百十六号）」に、「特定地域経済活性化対策推進地域」を「地域力創造推進地域」に改め、「（地域再生に係る日本政策投資銀行の低利融資を含む。）」を削り、「係る地域」の下に、「（第六項に該当する場合を除く。）」を加え、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 定住自立圏構想推進要綱（平成二十年十二月二十六日付け総行応第三十九号総務事務次官通知）に基づき、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市及びその周辺市町において、当該協定又は当該ビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第一項及び第二項の適用については、第一項中「二十四億円」とあるのは「三十七億五千万円」と、「二十六億円」とあるのは「五十六億円」とし、第二項中「二十パーセント」とあるのは「二十五パーセント」とする。

附則第二項を次のように改める。

2 平成二十一年四月一日から平成二十二年三月三十一日までの間は、第四条第四項中「過疎地域」とあるのは、「過疎地域又は離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第二条第一項に規定する離島振興対策実施地域」とする。

様式第1号中

過疎・みなし過疎地域 離島地域
特定地域経済活性化対策推進地域
地域再生計画認定地域

を

過疎・みなし過疎地域 離島地域
地域力創造推進地域
地域再生計画認定地域 定住自立圏

に於ける。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。